

上富田町告示第 91 号

下記要綱を公布する。

令和8年 5月 1日

上富田町長 奥 田



記

1. 上富田町三子以上に係る育児支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

上富田町三子以上に係る育児支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

〔令和8年 5月 1日〕
要綱 第 30 号

(上富田町三子以上に係る育児支援事業実施要綱の一部改正)

上富田町三子以上に係る育児支援事業実施要綱(令和6年要綱第39号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「田辺市」及び「(きっずぱーく)」を削り、同条第2号中「(町立はるかぜ保育所、くまの森こども園)」を削り、同条第3号中「(にじ色ひろば)」を削り、同条第4号中「上富田町」を削る。

附 則

この要綱は、令和8年5月7日から施行する。

上富田町三子以上に係る育児支援事業実施要綱の一部を改正する要綱 新旧対照表

新	旧
<p>(助成内容)</p> <p>第3条 町長は、対象者が4月から翌年3月までの間に次に掲げる事業(以下「対象事業」という。)を利用した場合に要する費用のうち、就学前に係る費用について助成するものとする。ただし、1年度当たりの助成金額は、1世帯につき15,000円を限度とする。</p> <p>(1) _____ファミリー・サポート・センター事業_____</p> <p>—</p> <p>(2) 一時預かり事業_____</p> <p>—</p> <p>(3) 病児保育事業_____</p> <p>(4) _____子育て短期支援事業</p>	<p>(助成内容)</p> <p>第3条 町長は、対象者が4月から翌年3月までの間に次に掲げる事業(以下「対象事業」という。)を利用した場合に要する費用のうち、就学前に係る費用について助成するものとする。ただし、1年度当たりの助成金額は、1世帯につき15,000円を限度とする。</p> <p>(1) <u>田辺市ファミリー・サポート・センター事業(きっずぱーく)</u></p> <p>(2) 一時預かり事業(<u>町立はるかぜ保育所、くまの森こども園</u>)</p> <p>(3) 病児保育事業(<u>にじ色ひろば</u>)</p> <p>(4) <u>上富田町</u>子育て短期支援事業</p>